

国立大学法人奈良教育大学教員養成高度化委員会規則

平成25年11月21日  
制 定

(趣旨)

第1条 国立大学法人奈良教育大学のミッションに基づき、教育の質の保証・向上に向けた取組を推進し、高度専門職業人としての有能な教員の養成を行う観点から、奈良教育大学教育学部及び大学院における教員養成の高度化を推進するため、学長の下に国立大学法人奈良教育大学教員養成高度化委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、本学の第2期中期目標・中期計画を踏まえつつ、第3期中期目標・中期計画を見据えて、教員養成の高度化に関して、教員養成高度化推進計画に基づき、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- 一 大学院の改組に関すること。
- 二 大学院修士課程及び専門職学位課程の学位授与方針の明確化に関すること。
- 三 教育課程及び教育方法に関すること。
- 四 教育学部・大学院・専攻科の組織に関すること。
- 五 学生の入学、修学及び修了に関すること。
- 六 教員組織に関すること。
- 七 教育委員会等との連携協働に関すること。
- 八 その他教員養成の高度化推進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副学長（教育担当）
- 二 副学長（企画担当）
- 三 副学長（研究担当）
- 四 副学長（国際交流・地域連携担当）
- 五 附属学校部長
- 六 学長特別補佐（教育連携担当）
- 七 教授会及び教職大学院会議において選出された評議員のうちから2人
- 八 学長補佐（教育課程担当）
- 九 学長補佐（就職担当）
- 十 学長補佐（入試担当）
- 十一 学長補佐（国際交流担当）
- 十二 学長補佐（地域連携担当）
- 十三 事務局長
- 十四 教育委員会関係者 若干名
- 十五 学長が指名する者 若干名

2 前項第七号、第十四号及び第十五号の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。ただし、委員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、副学長（教育担当）をもって充てる。

3 委員会に委員長を補佐する者として、副委員長を置く。

4 副委員長は、委員長が指名する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 委員会は、必要に応じて、委員会の検討項目に関する専門部会を置くものとする。

2 専門部会の部長は、第3条第1項第五号から第十二号の委員の中から選出する。

3 その他専門部会に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(教育研究評議会、教授会の意見聴取)

第9条 委員長は、委員会で決定すべき重要な事項について、事前に教育研究評議会ならびに教授会の意見を聴取するものとする。

(学長への報告)

第10条 委員長は、委員会で審議した事項を学長に報告しなければならない。

2 委員長は、第2条に定める審議事項のうち、教員養成高度化推進計画に基づく大学院改組計画案を平成26年12月31日までに策定し、学長に報告するものとする。

(事務)

第11条 委員会に関する事務は、関係各課の協力を得て、教務課が総括する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

## 附 則

この規則は、平成25年11月21日から施行する。